

令和3年度版

# 後期高齢者医療 保険料のしおり



後期高齢者医療制度では、保険料は  
被保険者ごとに算定されます

高知県後期高齢者医療広域連合  
(電話 / 088-821-4526)

## 保険料は個人ごとに

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただくこととなります。

新たに75歳になられた方（65歳以上75歳未満で一定以上の障害があり、認定を受けた方を含む）は、以前に加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退して、この制度に移行することとなります。

このため、**以前の保険と重複した月分の保険料を納めることはありません。**

## 保険料率

自己負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用のうち、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、**被保険者のみなさま方に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。**

被保険者一人ひとりの保険料額を算定する保険料率（被保険者均等割額と所得割率）は、2年ごとに高知県の医療費等をもとにして決定することとされており、令和2・3年度の保険料率は次の表のとおりです。



被保険者均等割額	所得割率
54,316円	10.49%

## 保険料の計算方法

年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「**被保険者均等割額**」と、所得に応じて負担していただく「**所得割額**」の合計額で、被保険者ごとに算定されます。

① **被保険者均等割額 54,316円**

(被保険者全員が等しく負担) (②～③ページ参照)

+

② **所得割額** (被保険者の所得に応じて負担)

**【前年中の総所得金額等－基礎控除額43万円】×10.49%**

(④～⑤ページ参照)

(所得割率)

※基礎控除額43万円については次ページ※2参照

||

**1人あたり年間保険料** (上限 64万円)

※100円未満切り捨て

### ① 被保険者均等割額とは

被保険者全員に等しく負担していただく保険料を「**被保険者均等割額**」といいます。

令和3年度は54,316円となっています。

所得の低い方については、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減される制度があります。

### ◆ 被保険者均等割額の軽減

軽減を判定する所得額【世帯主(被保険者でない場合もあります)とその世帯に属する被保険者の総所得金額等(④ページ★印参照)の合計額】が③ページ表の金額であれば、被保険者均等割額が軽減されます。

保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降に新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに判定されます。

世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得について未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。

軽減割合		軽減を判定する所得額
本則	令和3年度	
7割 <sup>*1</sup>		基礎控除額43万円 <sup>*2</sup> +10万円×(給与・年金所得者数 <sup>*3</sup> -1)以下
5割		基礎控除額43万円 <sup>*2</sup> +10万円×(給与・年金所得者数 <sup>*3</sup> -1) +28.5万円×被保険者数 以下
2割		基礎控除額43万円 <sup>*2</sup> +10万円×(給与・年金所得者数 <sup>*3</sup> -1) +52万円×被保険者数 以下

- ※1 令和2年度までは国の特例措置により7割を超える部分の軽減割合が上乘せされていましたが、令和3年度から制度本来の7割軽減に戻す見直しが行われました。
- ※2 基礎控除額については、合計所得金額が2400万円を超える場合、その合計所得金額に応じて控除額が段階的に減りますので、基礎控除額についてはお住まいの市町村へ確認をお願いします。
- ※3 給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

## ●軽減判定の注意点

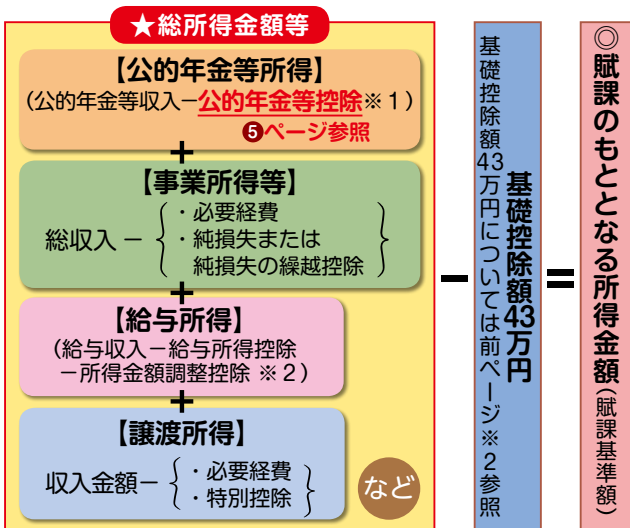
- ・65歳以上で公的年金の所得がある場合、**公的年金等所得**から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- ・**事業所得**の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します（専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します）。
- ・**譲渡所得**の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

## ② 所得割額とは

被保険者の所得に応じて負担していただく保険料を「所得割額」といいます。

総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から、基礎控除額43万円を差し引いた「賦課のもととなる所得金額（賦課基準額）」に、所得割率10.49%をかけた額を負担していただきます。

### ◆ 所得割額の計算方法



■ 所得割額の計算では、雑損失の繰越控除は適用されません。

- ※ 1 公的年金等控除額については改正が行われました。
- ※ 2 所得金額調整控除については対象になる方のみ。

この「◎ 賦課のもととなる所得金額 (賦課基準額)」に所得割率10.49%をかけたものが所得割額となります。



## 公的年金等控除 (65歳以上の方)

公的年金等の 収入金額(A)	公的年金等控除		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1000万円以下の場合	1000万円を超え 2000万円以下の場合	2000万円以上の場合
330万円未満	110万円	100万円	90万円
330万円以上 410万円未満	(A)×25% +27万5千円	(A)×25% +17万5千円	(A)×25% +7万5千円
410万円以上 770万円未満	(A)×15% +68万5千円	(A)×15% +58万5千円	(A)×15% +48万5千円
770万円以上 1000万円未満	(A)×5% +145万5千円	(A)×5% +135万5千円	(A)×5% +125万5千円
1000万円以上	(A)+195万5千円	(A)+185万5千円	(A)+175万5千円

### ■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽや共済組合、船員保険等が対象。国民健康保険・国民健康保険組合は対象外。）の被扶養者（扶養家族）であった方は、**被保険者均等割額が、後期高齢者医療に加入後24か月（2年）の間に限り5割軽減されます。所得割は期間の定めなく賦課されません。**

ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方（**③**ページ参照）については、いずれか軽減割合が大きい方の額が軽減されます。



## 保険料の納付方法

保険料の納付方法については、年金からの引き落としによる「**特別徴収**」と納付書や口座振替による「**普通徴収**」の2通りがあります。

### 原則として…

引き落としの対象となる年金が年額18万円以上である



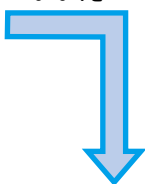
1期あたりの後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない



### 特別徴収

(年金からの引き落とし)

いいえ



いいえ



### 普通徴収

(納付書／口座振替)

★引き落としの対象となる年金は、保険者や種別等により優先順位が定められており、複数の年金を受給している方は、最も優先順位が高い年金のみで特別徴収の可否が判定されます。そのため、受給している年金の総額が18万円以上の場合でも、特別徴収の対象とならない場合があります。

※特別徴収の条件に該当しても、新たに75歳になった方などの新規に資格を取得した方や、転入等の異動があった方については、一定期間、普通徴収となります。

※特別徴収の対象となっていた方であっても、年度途中で保険料額や年金支給額の変更などがあった場合には、特別徴収が中止され、普通徴収となる場合があります。

## 特別徴収(年金からの引き落とし)

年6回の年金の支給月に、保険料が年金から引き落としされます。手続きの必要はありません。申請で口座振替に変更できます。

### ◆徴収時期

仮徴収	4月(1期)	前年中の所得額が確定していないため、前々年中の所得額をもとに <b>仮に算定された金額</b> を、3回に分けて納付。
	6月(2期)	
	8月(3期)	
本徴収	10月(4期)	令和3年度に確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を3回に分けて納付。
	12月(5期)	
	2月(6期)	

※資格の取得日によって特別徴収の開始時期が異なります。そのため、特別徴収が開始されるまでは、普通徴収で保険料を納めていただくことになります。

## 普通徴収

### ◆納付書での納付

- ・お住まいの市町村から送られてくる納付書で期日までに金融機関等を通じて納めていただきます。

### ◆口座振替での納付 ~保険料の納付は口座振替が便利です~

- ・ご指定の金融機関の口座から引き落としされます。口座振替の手続きについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

## ◆保険料の納付方法を年金からの引き落としから口座振替に変更できます

- 現在、特別徴収(年金からの引き落とし)で保険料を納めていただいている方、新たに年金からの引き落としによるお支払いとなる方は、申請により金融機関の口座からの振替に変更することができます。

※これまでの保険料の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

- 口座振替によるお支払いは、被保険者本人だけでなく、世帯主、配偶者など、どなたの口座からでもお支払いできます。



## ◆社会保険料控除の適用（所得税の確定申告などの時）

- 特別徴収の場合は被保険者本人の社会保険料控除として適用されますが、口座振替によるお支払いに変更された場合は、口座振替によりお支払いいただいた方に適用されます。

## 保険料の納付を忘れずに

保険料の徴収は、お住まいの市町村が行います。

納付が困難な場合や納期内の納付が難しいときは、お住まいの市町村の窓口へご相談ください。

保険料が納められていない場合、納付などの相談機会を持つために、有効期限の短い被保険者証（短期証）の交付に変更したり、滞納処分の手続きに移行する場合があります。

- 保険料の支払い方法等についてご不明な点がございましたら、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。

## 年度途中で資格を取得・喪失した場合は

### ◆【取得】75歳到達、県外からの転入など

保険料は、資格を取得した日の属する月から年度末までの月数に応じて、月割りで計算されます。

後期高齢者医療保険加入前の保険と重複した月分の保険料を納めていただくことはありません。

**例1** 7月20日に75歳の誕生日を迎えた方

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

取得月から 

年間の保険料の12分の9の額を納めます

（この場合は7月から3月までの9ヶ月間の保険料が発生します）

### ◆【喪失】県外への転出など

保険料は、4月から資格を喪失した日の属する月の前月までの月数に応じて、月割りで計算されます。その際、納め過ぎとなっている場合は、あとでお返しします。

## 例2 12月23日に県外に転出をした方

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

→ 前月分まで

年間の保険料の12分の8の額を納めます

(この場合は4月から11月までの8ヶ月間の保険料が発生します)

## 保険料の減免制度

災害・疾病・失業等で生活が著しく困窮するなどの事情により、保険料の納付が困難となった場合には、お住まいの市町村の窓口で申請することにより、保険料が減免されることがあります。

## 県内(広域連合内)で転居した場合は

県内で転居した場合は、**1年間の保険料額は変わりません。**

ただし、保険料の納付先の市町村が変更になり、**市町村ごとに納期限が異なります。** 転出した市町村では、転居月の前月まで月割りで計算した保険料を納付します(多く納めている場合には払い戻しされ、不足している場合は不足分を納付します)。

転入した市町村では、転居月から月割りで計算した保険料を納付することになります。

## A市からB町へ転居の場合

年間の保険料

転居月の前月までの月割りの保険料

○多く納めている場合

A市で納めた保険料

A市から払い戻し

B町で納める保険料

○不足している場合

A市で納めた保険料

B町で納める保険料

A市に納付

# 保険料計算例

(2~5ページ参照)

## 1. 後期高齢者医療の被保険者が1人の世帯



(1) 収入：基礎年金 77万円(1人の世帯)

被保険者均等割額	所得割額
年金77万円の所得額=0円 (77万円-110万円=0円) ・計算方法は④⑤ページ参照	所得額0円
【軽減対象の判定は?】 0円 ≤ 43万円 →7割軽減該当…③ページ参照	↓
↓ 54,316円 × 3割 = 16,294円…①	↓
	= 0円…②

**保険料(①+②) = 16,200円 / 年**

※100円未満切り捨て

(2) 収入：厚生年金(基礎年金含む)  
157万円(1人の世帯)



被保険者均等割額	所得割額
年金157万円の所得額=47万円 (157万円-110万円=47万円) ・計算方法は④⑤ページ参照	(賦課のもととなる所得金額) 所得額47万円-43万円 =4万円
【軽減対象の判定は?】 47万円-15万円=32万円 32万円 ≤ 43万円 →7割軽減該当…③ページ参照	4万円 × 10.49% = 4,196円
↓	↓
54,316円 × 3割 = 16,294円…①	↓
	= 4,196円…②

**保険料(①+②) = 20,400円 / 年**

※100円未満切り捨て

(3) 収入：厚生年金(基礎年金含む) 230万円  
給与収入85万円(1人の世帯)



被保険者均等割額	所得割額
年金230万円の所得額=120万円 (230万円-110万円=120万円) 給与85万円の所得額=20万円 (85万円-55万円-10万円※=20万円) ※所得金額調整控除 ・計算方法は④⑤ページ参照  【軽減対象の判定は？】 120万円-15万円+20万円=125万円 125万円>43万円+(52万円×1人) →軽減なし…③ページ参照 ↓ =54,316円…①	(賦課のもととなる所得金額) 所得額(120万円+20万円) -43万円=97万円  97万円×10.49% =101,753円  ↓ =101,753円…②

保険料(①+②) = **156,000円** / 年

※100円未満切り捨て

(4) 基礎年金収入77万円+不動産所得700万円  
世帯主(子:国保)の営業所得100万円



被保険者均等割額	所得割額
年金収入77万円の所得額=0円 (77万円-110万円=0円) ・計算方法は④⑤ページ参照  【軽減対象の判定は？】 0円+700万円+100万円>43 万円+(52万円×1人) →軽減なし…③ページ参照 ↓ =54,316円…①	(賦課のもととなる所得金額) 所得額700万円-43万円 =657万円  657万円×10.49% =68万9,193円  ↓ =68万9,193円…②

①+②=743,509円>上限64万円=保険料**64万円** / 年

※100円未満切り捨て

(5) 収入：厚生年金(基礎年金含む) 150万円  
 (被用者保険の被扶養者であった方で、令和元年11月に後期高齢者医療に加入)



世帯主(子:被用者保険本人)の給与所得 500万円

被保険者均等割額		所得割額
<p>〔1〕 4月分 〜 10月分</p>	<p>(被用者保険の被扶養者であった方で、令和元年11月に加入し、令和3年10月で24ヶ月に到達)</p> <p>(1) 令和3年4月分から令和3年10月分までの保険料額                      →5割軽減該当…⑤ページ参照</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>54,316円×5割×7/12(ヶ月)                      =15,842円…①                      (4月～10月まで7ヶ月分)</p>	<p>負担なし                      …⑤ページ参照                      (被用者保険の被扶養者であった方)</p> <p style="text-align: center;">⋮ ↓</p> <p>=0円…③</p>
<p>〔2〕 11月分 〜 翌年3月分</p>	<p>(被用者保険の被扶養者であった方で、令和元年11月に加入し、令和3年11月で25ヶ月に到達)</p> <p>(2) 令和3年11月分から令和4年3月分までの保険料額                      →被扶養者であった方の特例措置終了…⑤ページ参照</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>年金の所得額=40万円                      (150万円-110万円=40万円)                      ・計算方法は④⑤ページ参照</p> <p>【軽減対象の判定は?】                      40万円-15万円=25万円                      25万円+500万円=525万円                      525万円&gt;43万円+10万円×(給与・年金所得者の数2人-1)+(52万円×1人)                      →軽減なし…③ページ参照</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>54,316円×5/12(ヶ月)=22,631円…②                      (11月～翌年3月まで5ヶ月分)</p>	

保険料(①+②+③)=**38,400円**/年

※100円未満切り捨て

## 2. 後期高齢者医療の被保険者が2人の世帯 (被保険者以外は同居していない場合)

(1) 収入：夫 (世帯主) 厚生年金 (基礎年金含む)

167万円

妻

基礎年金

77万円



被保険者均等割額	所得割額
夫の年金所得額=57万円 (167万円-110万円=57万円) 妻の年金77万円の所得額=0円 (77万円-110万円=0円) ・計算方法は④⑤ページ参照 【軽減対象の判定は?】 57万円-15万円=42万円 42万円 ≤ 43万円 →7割軽減該当…③ページ参照 ↓ 54,316円 × 3割 =16,294円…①	(賦課のもととなる所得金額) 所得額57万円-43万円 =14万円 14万円 × 10.49% =14.686円 ↓ =14,686円…②
	妻 所得額0円=0円…③

夫: 保険料 (① + ②) = **30,900円** / 年

妻: 保険料 (① + ③) = **16,200円** / 年

※100円未満切り捨て

